

会議結果報告書
(会議内容概要)

会議の名称	平成 29 年度第 6 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 30 年 3 月 27 日 (火) 14:00~15:15 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 7名/7名中	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、三井有希子、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	なし

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の会議では、利用定員の設定、保育所、認定こども園等の整備計画の承認と認可、大きく分けて以上の2つが議題となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議をするものである。</p> <p>なお、2つ目の保育所等の整備計画の承認と認可については、「認可・確認部会の運営について」の1に基づき非公開で審議することとし、2に基づき該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>この後に整備計画等について審議いただく幼保連携型認定こども園6件、保育所4件、地域型保育事業2件の利用定員の設定について審議いただく。資料1 ページ目の資料1-1が利用定員の案である。幼保連携型認定こども園は2・3号で470人、1号で960人の合計1,430人の定員設定となる。なお、このうち4件は備考にあるとおり、幼稚園から移行する園があり、新たに1号定員を設定するのは新設の2件のみである。保育所は2・3号で260人、地域型保育事業は3号で17人の定員設定となり、この度設定する利用定員総数は1,707人となる。</p> <p>○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明</p> <p>次に2ページ目の資料1-2が需給計画の進捗状況である。資料1-1で新たに設定する利用定員をはじめとして、本日審議いただく案件について、原案のとおり利用定員を設定した場合、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示している。表の見方について、左から、平成30年当初に見込まれる認可保育所等の定員を供給量(A)として、表の真ん中①から⑤に事業計画に定める整備手法ごとに平成30年度中に承認いただき決定する確保量(B)の結果、平成31年度当初に見込まれる供給を供給量(C)として示している。なお、見直し後の事業計画に、新たに供給確保策として盛り込まれた「企業主導型保育事業」、「幼稚園一時預かり事業」について、現時点で開園済みのものはH30年当初の供給量に盛り込んでおり、今後新たに開園するものが確定した段階で「③企業主導型保育事業・幼稚園一時預かり」の項目に計上し</p>

ていくこととなる。また、右から3列目の需給状況（E）欄が整備後の需給状況を示しているが、これは計画見直し後の目標達成年度である平成32年4月に見込まれるニーズ量（D）に対しての進捗状況を示すものとなっている。最後に、1番右の列である（G）欄が、更に区間調整を行った後の需給状況となっている。

（G）欄では、0歳は全区において充足しているものの、1～2歳は南区を除く9区、2号保育は中央区、北区、清田区、手稲区、2号教育は中央区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区において不足が発生しており、本日審議いただく案件を全て承認いただいたとしても、今後も引き続き供給確保に向け整備を進めていく必要がある状況であることが分かる。

【主な委員意見・質問】

○北区の0歳の需給状況について、充足しているとのことだが、選考の結果入所できなかったという声を聞くことがある。特定の施設を希望した結果と解釈してよいか。→北区全体の数値として示しているため、お住まいの地区の個別の状況ではそのような状況になる可能性もある。そのような方には、区の相談窓口で通園可能な施設を紹介するなどの対応をさせていただきたい。

上記の質疑の後、この後認可の審議をする保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。

2. 保育所
（増改築・
改築・分園）
の整備計画
について

【事務局説明】

○資料2「保育所（増改築・改築・分園）の整備計画」を用いて説明

資料2-1の審査案件一覧に記載のとおり、今回審議いただく案件は、1番から5番までの5件で、いずれも既存の保育園に関する整備である。このうち、1番の「札幌創成保育園」と2番の「北栄マスカット保育園」は、施設の増改築を行うもので、老朽化している定員60人の保育所を取り壊し、定員90人の保育所に建て替えるというものである。次の3番、「あいの里せせらぎ保育園」は、定員70人から100人に増築するもので、4番の「屯田大藤保育園」と5番の「手稲やまなみ保育園」は、既存保育所の近くに、定員35人の分園を新築するというものである。

これら5件の整備により、160人分の定員確保を計画している。なお、1番の「札幌創成保育園」は学校法人による整備で、他の4件は社会福祉法人による整備である。

資料2-2に基づき審査結果の概要を説明する。まず、1番の札幌創成保育園について、「1事業計画との整合性」に記載のとおり、昭和56年以前、つまり旧耐震基準で建築された施設で、施設の耐用年数は経過していないが、耐震性を表すI_s（アイエス）値は0.2という診断結果となっており、安全とされる0.6を下回っていることから、早急に整備を行う必要があると考えている。建替え後は、「4計画施設の基本プラン」のc欄のとおり、1階から3階に保育室等を設置し、避難経路として特別避難階段を設ける計画となっている。なお、建物自体は4階建だが、4階には保育室等を置かず、会議室や倉庫などを設置する計画である。

次に、2番の北栄マスカット保育園について、「1事業計画との整合性」に記載のと

おり築 34 年の施設で、いわゆる耐用年数を経過して、施設も老朽化していることから、このたび整備を行うものである。整備の概要としては、「3 用地の確保状況」のとおり、仮設園舎の設置を要するもので、仮設園舎を設置した後、既存園舎を取り壊し、既存園舎があった場所に新園舎を建築する計画である。新園舎は 3 階建てで、避難経路として屋外階段を設置する計画となっている。

次に、3 番のあいの里せせらぎ保育園は、2 階部分を増築して床面積を増やし、保育室を広げるものとなる。避難経路等については、現在の園舎についている屋外階段をそのまま使用する計画となっている。

次に、4 番の屯田大藤保育園の分園整備は、「3 用地の確保状況」に記載のとおり、本園から約 100m のところにある自己所有地に分園を新築する計画である。分園の建物は 2 階建てだが、保育室等は 1 階にのみ配置する計画で、2 階には職員室や倉庫、子育て支援スペースなどを配置する計画である。

5 番の手稲やまなみ保育園の分園整備は、本園から約 70m のところにある土地を新たに購入し、分園用の建物を新築する計画である。こちらも 4 番の屯田大藤保育園同様、建物は 2 階建てだが保育室等は 1 階にのみ配置する計画で、2 階には職員室などを配置する計画である。

以上 5 件の整備案件については、いずれも審査項目の 1 から 8 まで「×」の項目がないことから、総合評価を「適」と判断している。

なお、資料に記載の 5 件のほかに、宮の森保育園の増改築計画があったが、8 つの審査項目のうち、「5 資金計画」、「6 事業実績」、「8 準備状況」の 3 項目について、必要書類が提出されていないなど不備があることから、整備できないと判断したものである。

【主な委員意見・質問】

○建物の耐用年数を具体的に教えてほしい。

→木造、鉄骨造などの構造により異なっており、木造が 22 年、鉄骨造が 34 年、鉄筋コンクリート造が 47 年となっている。

○分園の給食は、本園で調理したものを搬入するのか。

→今回の案件はそうである。

上記の質疑の後、変更申請等の際に、これらが計画通りになっていることを札幌市において確認するとの条件を付した上で承認された。

また、宮の森保育園の計画については、整備不可という札幌市の判断に反対意見等がなかった。

3. 保育所
(新設)の
整備計画及
び認可につ

【事務局説明】

○資料 3 「保育所(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明

資料 3-1 の審査案件一覧について説明する。1 番の「もみの木にいな保育園」は、一般社団法人美友希保育園による補助金を使わない自主整備で、既存の建物を購入し

<p>いて</p>	<p>たうえで1階部分を増築し、定員40人の保育所を整備する計画である。</p> <p>2番の「もえれ保育園」は社会福祉法人孝仁会が定員90人の保育所を新築するもので、3番の「山の手あすみ保育園」も定員90人の保育所を新築するもので、新設社会福祉法人として設立予定の緑伸会による計画である。</p> <p>4番の「山の手にじのいろ保育園」は、株式会社叶夢楼が既存の建物を賃貸し、内部改修をして定員40人の保育所を整備する計画である。</p> <p>これら4件の整備により、260人分の定員確保を予定している。</p> <p>資料3-2に基づき審査結果の概要を説明する。1番の「もみの木にいな保育園」は、「3用地の確保状況」に記載のとおり、土地と既存建物の両方を購入する計画で、「4計画施設の基本プラン」としては、屋外遊戯場を敷地内に確保し、保育室等は1階に配置する計画である。「5資金計画」については、一般社団法人や株式会社の場合は「収支状況」と「債務状況」の審査項目があるが、問題がないことを確認している。</p> <p>2番目の「もえれ保育園」は、「3用地の確保状況」に記載のとおり自己所有地で整備を行うもので、同法人が設置運営している特別養護老人ホームの土地の一部を分筆して保育所用地とする計画である。「4計画施設の基本プラン」としては、屋外遊戯場を敷地内に整備し、保育室等は1階と2階に配置するもので、避難経路として屋外階段を設置する計画となっている。「5資金計画」から「8準備状況」についても、基準を満たしていることを確認している。</p> <p>3番目の「山の手あすみ保育園」については、社会福祉法人の設立を前提とした整備計画で、「3用地の確保状況」としては、施設用地を賃貸して、借地権を登記する計画となっている。「4計画施設の基本プラン」については、屋外遊戯場を地上のほか、屋上にも設置することで必要面積を確保するもので、保育室等は1階と2階に配置することから、避難経路として屋外階段の設置を予定している。「5資金計画」は、必要な整備資金を寄附金、補助金、借入金で確保する計画で、「6設置主体の事業実績」については、今年15日に開催された設立認可審査会の幹事会で、新設社会福祉法人の認可の方向性が示されている。</p> <p>4番目の「山の手にじのいろ保育園」は、「3用地の確保状況」に記載のとおり、賃貸物件を活用した整備である。そのため、屋外遊戯場は敷地内に確保できないことから、近隣の公園を代替園庭とする計画である。資金計画については、「収支状況」と「債務状況」も含めて問題ないことを確認しており、「6設置主体の事業実績」から「8準備状況」についても、基準を満たしていることを確認している。</p> <p>【主な委員意見・質問】</p> <p>○代替園庭と施設との距離に条件はあるのか。 →概ね300m以内を要件としている。</p> <p>○案件の3番目「山の手あすみ保育園」と4番目「山の手にじのいろ保育園」の住所が近いのではないか。 →同じ小学校区内ではあるがある程度離れてはいる。また、当該小学校区は、特に必要度が高い区域と捉えている。</p>
-----------	---

○自主整備の案件は、なぜ補助金を活用しないのか。
→1番目の案件については、既存建物を購入する計画となっており、補助対象として
いる更地での新築又は賃貸物件の内部改修に該当しないものである。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配
置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可するこ
とが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 保育所
型認定こ
ども園（保育
所からの移
行）の認定
について

【事務局説明】

○資料4「保育所型認定こども園（保育所からの移行）の認定」を用いて説明

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限が、平成30年4月1日に、
北海道から本市に移譲されることとなっており、権限移譲日と同日である、平成30年
4月1日に本市が認定しようとする保育所型認定こども園が3件あり、これに係る利
用定員の設定については、昨年9月の認可・確認部会において、承認いただいている
ところである。また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の基準につ
いては、昨年11月の認可・確認部会、本年1月の子ども・子育て会議において、審議・
承認いただいた後、市民意見の聴取を経て、3月6日、条例として市議会で議決され
たところであるため、本日、部会において認定について審議いただくものである。

1ページ目の審査基準案について説明する。保育所型認定こども園の認定に関する
審査基準の案であり、事業計画に適合し、法律、条例の要件に適合するならば、認定
する、という内容となっている。

続いて、2ページ目、審査案件一覧について説明する。案件は3件、全て、社会福
祉法人石狩友愛福祉会が設置する保育所を、保育所型認定こども園として認定する、
というもので、改修等の施設整備は行わない内容となっている。設定する利用定員に
ついては、9月の認可・確認部会で承認いただいている内容と同じく、現在の保育所
の利用定員に、1号定員をプラスする、という形で設定している。従って、1号定員
の設定分が、そのまま園全体の定員増となっている。

審査基準に基づきこれらを審査した結果、これらについて、「適」と判断している。
(具体的な審査結果に関する説明は非公開とする)

資料4-3に基づき審査結果の概要を説明する。表の左側、項目で示しているのが、
先ほど1ページ目で示した、審査基準である。資料では、各施設その内容がどうなっ
ているのか、その内容が基準を満たしているのか、ということを示している。資料中、
すみつきカッコがいくつかあるが、これは、基準上必要な数字を示している。例えば、
No.1の案件である、『光星友愛認定こども園』の項目3のa「園舎」について、す
みつきカッコ内の数字が、認定基準としての園舎の必要面積、これが420㎡であり、
その左に記載しているのが、施設の実際の園舎面積、これが840.77㎡、基準面積以上
の園舎面積を確保できていることから、この項目について「○」、すなわち「認定基準
を満たしている」と判断している、ということになる。時間の都合があるため、他の
項目の詳細な説明は省略するが、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」

と判断をし、総合評価として「適」と判断した。

今年度は認定権限の移譲を受ける準備行為の期間であり、認定に際しての部会からの意見聴取が、認定の直前のタイミングとなっているが、来年度以降は、園児募集の始まる前である9月頃までに審議いただきたいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○既存保育所からの移行であるが、認定こども園となると、保育に従事する職員は保育教諭となり、幼稚園教諭免許が必要になるが支障ないか。

→保育所型認定こども園の保育従事職員の資格については、条例に定める基準として、学級担任を除き、保育に従事する職員の幼稚園教諭免許は必須としていない。

上記の質疑の後、審査基準及び事業者からの申請に基づく事前審査結果を適正なものとして承認された。

【事務局説明】

○資料5「家庭的保育事業者等の変更に伴う認可」を用いて説明

家庭的保育事業者の変更に伴う認可について資料5に沿って説明する。

案件は2件で、いずれの案件も、現在、個人が認可を受けて運営している家庭的保育事業者について、事業の安定運営のために法人を設立し、法人により改めて認可を受け直す、という内容になっている。

認可の根拠法令である、児童福祉法には、事業者の変更に関する規定がないことから、廃止した上で認可を行う、という手続きが必要となるものである。「1 保育るーむびくとりー」については、今回、家庭的保育事業から小規模保育事業A型へ事業変更することで、利用定員を5名から12名に増加したうえで認可を受け直す計画としており、1階の一部分を事業所として使用していたものから1階全体を事業所として使用できるよう改修している。改修後の図面については2ページ目に掲載しており、設備面について基準を満たしていることを確認している。

なお、「2 保育ママだんだん」は、引き続き家庭的保育事業を継続することとしており、設備の変更はない。

いずれの案件も、新設の場合と同様に、認可の要件を満たしているかどうか、という点について審査を行い、適格であると判断しており、在園児についても引き続き入所を継続しており、児童処遇についても変更がないことを確認している。

【主な委員意見・質問】

なし

事業者からの申請に基づく事前審査結果を適正なものとして承認された。

5. 家庭的保育事業者等の変更に伴う認可について

6. 認定こ

【事務局説明】

<p>ども園（創設）の整備計画及び認可</p>	<p>○資料6「認定こども園（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>資料6-1の審査案件一覧について説明する。1番の「バンビーノこども園」と2番の「太平あずさ保育園」は、幼保連携型認定こども園の新築整備である。また、3番の「平岸幼稚園」から6番の「山王幼稚園・保育園」までの4件については、既存施設から幼保連携型認定こども園に移行するもので、4件いずれも既存施設を取り壊して新園舎を整備する計画である。このうち、3番の「平岸幼稚園」については、敷地面積の都合上、既存園舎を一部解体しながらの整備となることから2か年事業を想定しており、移行は32年4月の予定である。他の5件は31年4月の移行予定である。</p> <p>整備の概要については、資料6-2にて説明する。1番目の「バンビーノこども園」は、社会福祉法人高陽福祉会が、北区屯田5条9丁目で新築整備を行うもので、定員は1号が15人、2号3号が90人、あわせて105人の施設となるものである。3の「設備」については、2階建の園舎で、園庭は地上のほか、一部を屋上に設置する計画である。必置設備や避難設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、4の「運営」から7の「準備状況」についても特段問題はない。</p> <p>2番目の「太平あずさ保育園」は、社会福祉法人明日萌が、北区太平4条3丁目の太平みなみ幼稚園跡地で新築整備を行うものである。定員は1号が30人、2号3号が90人で、あわせて120人となる。設備としては、2階建の園舎で、園庭は必要面積の全てを地上に設ける計画である。また、必置設備・避難設備とも問題なく、運営から準備状況についても基準を満たすことを確認している。</p> <p>3番目の「平岸幼稚園」は、私学助成の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行するもので、1号定員は現在の350人から300人に減少となり、2号3号の定員を新たに60人分設定するものである。整備概要としては、現在の園庭の位置に新園舎を建築し、その後、既存園舎を取り壊す計画となっている。3の「設備」欄について、園舎は3階建てで、地下1階に調理室や職員室を設置し、1階から3階を保育室等とするもので、園庭は地上に設ける計画である。必置設備や避難設備も基準を満たしており、運営から準備状況についても問題はない。</p> <p>4番目の「まつばの杜(もり)」は、現在、定員200人の私学助成の幼稚園と定員60人の認可保育所が、1つの建物の中にそれぞれ設置されているところ、これを幼保連携型認定こども園として一体的に整備するもので、整備後は、2号3号の定員が30人増加する計画である。新園舎は2階建てで、園庭は地上に設け、設備・運営から準備状況も含め問題はない。</p> <p>5番目の「星の子幼稚園」は、1号180人、2号40人の幼稚園型認定こども園から、1号175人、2号3号80人の幼保連携型認定こども園に移行するものである。こちらも、現在の園庭の位置に新園舎を建築して、既存園舎を取り壊す計画で、新園舎は2階建て、園庭は地上に設ける計画である。避難設備としては、屋内避難階段のほか、非常用滑り台も設置する計画となっており、運営から準備状況についても問題はない。</p> <p>6番目の「山王幼稚園・保育園」は、1号300人、2号30人の幼稚園型認定こども園から、1号240人、2号3号60人の幼保連携型認定こども園に移行するものである。整備の概要としては、現在の駐車場の場所に2階建ての新園舎を建築し、その後、既存</p>
-------------------------	--

園舎を取り壊す計画である。こちらの施設も、設備・運営から準備状況を含め問題はない。

以上、6件全て、基準を満たしていることを確認しており、いずれも総合評価は「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○特にアピールしたい事項として「3歳以上児の完全給食」を挙げている施設があるが、3歳未満児への給食はどのようになるのか。

→3歳未満児への完全給食は必須となっている。認定こども園になった場合に受ける給付費の中に、3歳以上児に係る副食費が含まれているが、主食費が含まれていないため、主食については家庭から持参しなければならない施設もある中、当該施設については、3歳以上児に係る主食も施設で提供する、という内容である。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。